

令和 5 年 2 月定例県議会の概要について

概 要

「一般質問」での教育委員会関係の主な質疑応答

坂口 慎一 議員

教育行政について

(1) コミュニティ・スクール制度について

コミュニティ・スクール制度の概要と学校支援会議との違いについてお尋ねしたい。

(教育長答弁)

既存の学校支援会議は、保護者や地域住民等が、学校の行事や環境整備などを支援する本県独自の取組として、平成 17 年度から設置を進め、平成 23 年度には、県内全ての小中学校に設置されました。

一方、コミュニティ・スクールは、保護者や地域住民等が当事者意識をもって、学校運営などに積極的に参画できる一歩進んだ制度であり、県では国の答申を受け、平成 28 年度より学校支援会議からの移行を進めているところです。

コミュニティ・スクールの現在の導入状況についてお尋ねしたい。

(教育長答弁)

本県における導入校は、平成 27 年度までは、1 市 1 校のみでしたが、今年度末までには 21 市町 92 校にまで拡大する予定です。

県としましては、まずは来年度末までに、100 校の導入目標を掲げているところですが、今後も学校・家庭・地域の気運が高まったところから順次導入していくよう積極的に市町に働きかけてまいります。

コミュニティ・スクールの導入促進に向けた今後の周知の在り方についてお尋ねしたい。

(教育長答弁)

学校運営協議会は P T A の方が核となっておりますので、今後は、県 P T A 連合会との連携を深めながら、より多くの保護者や地域住民の方々に周知を図っていきたいと考えております。

(2) ICT教育について

各学校における端末の活用の現状は、どうなっているのか。また導入当初からの端末持ち帰りの運用方針はどのように変遷しているのかお尋ねしたい。

(教育長答弁)

一人一台端末の活用については、現在、理科の実験の様子を動画で撮影して観察したり、英語のデジタル教科書を用いて発音の練習をしたりするなど、各教科において多様な活用が広がっているところです。

端末に関する国の運用方針は、安全・安心な環境を整えた上で持ち帰り、自宅等の学習で活用することは有効であるとしております。各市町においても国の方針を受け、学校外での適切な管理運用のルールを定め、日常的な持ち帰りに取り組む学校が今拡大している状況です。

持ち帰りの際のネットワーク環境やルールの周知、故障など、運用上の諸課題への対応はどのようになっているのか。また、市町の格差が生じないために県はどのようなことを行っているのかお尋ねしたい。

(教育長答弁)

端末の持ち帰りにあたって、市町では、通信環境のない世帯へのルーターの貸し出しや、就学援助の対象となる世帯への通信費の支援を行っているところでございます。端末が故障した際には、児童生徒に著しい過失がある場合を除き、自治体が修理費を負担しており、その内容は、家庭における端末取扱いのマニュアルを作成して保護者へしっかりと周知しております。

これまでも、市町教育委員会や各地域の校長で組織する協議会を開催し、運用上の諸課題とその対応について細やかに情報交換を重ねてきており、進捗状況に違いはあるものの、大きな格差を生じることなく、市町においては端末の活用がなされているものと捉えております。